第 994号 (平 成 28年 8 月 15日 発 行) 発行日 5 目、 15日、 25日 発行所 横浜市役所 横浜市中区港町1丁目1番地 目 次 頁 「規則门 横浜市民生委員の定数に関する条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局地域支援課 \triangle 4 1 [告示] \triangle 泉区における町区域の設定及びこれに係る字区域の廃止【市民局窓口サービス課】 5 泉区における住居表示の実施【市民局窓口サービス課】 Δ 7 \triangle 生活保護法に基づく医療機関の指定【健康福祉局生活支援課】 9 Δ 生活保護法に基づく施術者の指定【健康福祉局生活支援課】 12 \triangle 生活保護法に基づく指定医療機関の変更【健康福祉局生活支援課】 14 \triangle 生活保護法に基づく指定施術者の変更【健康福祉局生活支援課】 15 \triangle 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 17 生活保護法に基づく指定施術者の廃止【健康福祉局生活支援課】 19 Δ 生活保護法に基づく指定医療機関の再開【健康福祉局生活支援課】 Δ 20 生活保護法に基づく指定施術者の指定の辞退【健康福祉局生活支援課】 \triangle 21 生活保護法に基づく介護機関の指定【健康福祉局生活支援課】 22 \triangle 生活保護法に基づく指定介護機関の変更【健康福祉局生活支援課】 \triangle 24 生活保護法に基づく指定介護機関の休止【健康福祉局生活支援課】 34 Δ 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止【健康福祉局生活支援課】 Δ 35 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機 \triangle 40 関(育成医療・更生医療)の指定【健康福祉局医療援助課】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機 41 関(育成医療・更生医療)の変更【健康福祉局医療援助課】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機 42 関(精神通院医療)の指定【健康福祉局障害企画課】 老人福祉施設の事業変更認可【健康福祉局高齢施設課】 43 \triangle 【健康福祉局高齢施設課】 Δ 44 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定【健康福 \wedge 45 祉局介護事業指導課】 横浜市港湾施設使用条例第12条第1号ウに基づく岸壁の指定の一部改正【港湾局管財第一課 \triangle 46 [公告] 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活動支 47 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局市民 49 \triangle 活動支援課】 大規模小売店舗の変更の届出【経済局産業立地調整課】 52 Δ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【環境創造局水・土壌環 53 \triangle 境課】

54

公園の設置【環境創造局公園緑地管理課】

 \triangle

告示

横浜市告示第 503 号

泉区における町区域の設定及びこれに係る字区域の廃止地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、別図のとおり泉区において町区域を設定し、及びこれに係る字区域を廃止する。

その町界を定めるに当たっては、道路、水路、鉄道等のうちおおむね東西に通ずるものについては原則として南側の側線を、南北に通ずるものについては原則として東側の側線をもって境界とする。なお、この町区域の設定及び字区域の廃止の効力は、平成28年10

月 17 日 か ら 生 ず る も の と す る。 平 成 28 年 8 月 15 日

横浜市長林
文子

別図

至阿久和東 四丁目 N 文 和泉小 (中田町 和泉町 和泉中央北 (和泉町) 中田町 泉 区 和泉中央北 三丁目 (中田町) (和泉町) 和泉中央北二丁目 (和泉町) 中田北一丁目 至藤沢市/ (中田北 ② 中和田中 /和泉中央南 県道横浜伊勢原 和泉中央南三丁目 和泉中央南二丁目 中田西一丁目 至下飯田 至鎌倉市 凡 例 界 町 旧 町 界 界 新 名 和泉中央北一丁目 町 名 (和泉町) 旧

泉区における町区域の設定図

横浜市告示第 504 号

泉区における住居表示の実施

住居表示に関する法律(昭和37年法律第 119 号)第 3 条第 3 項の規定に基づき、住居表示を実施する区域等を次のとおり定めた。

平成28年8月15日

横浜市長林
文子

- 1 住居表示を実施する区域
 - 泉区和泉中央北一丁目、和泉中央北二丁目、和泉中央北三丁目(別図1のとおり)
- 2 実施期日
 - 平成28年10月17日
- 3 住居表示の方法
 - 街区方式
- 4 街区符号及び住居番号
 - 別図2のとおり(省略)

泉区における住居表示の実施区域図 別図 1

